

国立大学法人滋賀医科大学成果有体物取扱細則

平成 22 年 7 月 29 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人滋賀医科大学職務発明取扱規程（以下「規程」という。）第 14 条の規定に基づき、滋賀医科大学（以下「本学」という。）における研究成果有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「成果有体物」とは、次に掲げるものであって、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演、プログラムその他著作物に関するものを除くものとする。

イ 研究・教育の結果として、又は研究・教育を行う過程において得られた材料、試料（試薬、微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種、細胞株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分およびそれらの誘導体等をいう。）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置、ソフトウェア等及び外部機関等から受け入れるこれらのもの。

(2) 「研究者等」とは、規程第 2 条第 4 号に定める研究者等をいう。

(3) 「職務上」とは、成果有体物を得られるに至った研究者等の行為がその性質上本学の研究・教育等の範囲に属し、かつ、当該研究者等の本学における現在又は過去の職務に属するものをいう。

(成果有体物の帰属)

第 3 条 研究者等が本学において職務上又は本学の設備等を使用して得た成果有体物の所有権は、原則として本学に帰属する。

2 研究者等が本学以外の機関（以下「外部機関」という。）において得た成果有体物は、あらかじめ締結した契約書等の定めに基づき、その帰属を決定する。

(管理)

第 4 条 成果有体物について、本学が管理することが適切であると認められるときは、当該成果有体物の創出又は受入れた研究者等が所属する国立大学法人滋賀医科大学固定資産管理規則第 7 条に定める使用責任者に管理させることができる。

2 当該成果有体物が前項に定めるもの以外の場合は、当該成果有体物を創出又は受入れた研究者等に管理させる。

3 使用責任者及び研究者等（以下「成果有体物を管理する者」という。）は、外部機関等との間で締結した成果有体物授受に関する契約の定めを遵守しなければならない。

- 4 成果有体物を管理する者は、成果有体物の取扱い、安全性、倫理等に関連する法令等を遵守しなければならない。
- 5 成果有体物を管理する者は、成果有体物が次のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を他に提供してはならない。
 - (1) 外部機関等から受け入れたもの。ただし、事前に当該外部機関等の書面により合意を得た場合を除く。
 - (2) 法令等で他への提供が禁止されているもの。

(届出)

第5条 研究者等は、職務上得られた成果有体物を、次に掲げる場合には、別紙様式1により知的財産本部長（以下「本部長」という。）に届出しなければならない。

- (1) 成果有体物を他に提供する場合
 - (2) 成果有体物を他から受入れた場合
 - (3) 成果有体物の情報を発表する場合
 - (4) 成果有体物について学術研究上の有効利用が想定される場合
- 2 前項による届出は、本学の他の規程等で届出等が定められている場合、その写しに代えることができる。
 - 3 本部長は、第1項により報告を受けた成果有体物のうち財産的価値があるものについては、会計規程第35条第2項に規定する資産管理責任者へ届出しなければならない。

(外部機関等への提供)

第6条 成果有体物を学術目的で外部の研究者等へ提供する場合は、当該成果有体物を管理する者は、本部長を経由して学長に提出し、学長は、成果有体物授受に関する契約を相手方と締結するものとする。

- 2 成果有体物を産業利用目的で外部機関等に提供しようとする場合は、当該成果有体物を管理する者は、事前に契約内容を知的財産本部（以下「本部」という）と調整し、本部長を経由して学長に提出し、学長は、外部機関等と契約を締結するものとする。
- 3 成果有体物の学術目的での外部の研究者等への提供は、原則無償とする。ただし、必要に応じ、提供に要する実費を請求することができる。
- 4 成果有体物の産業利用目的での外部機関等への提供は、原則有償とする。

(外部機関等からの受入)

第7条 成果有体物を学術目的で外部の研究者等から受け入れる場合は、当該成果有体物を管理する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該成果有体物の提供を受け入れる際に、外部の研究者等に同意を得ること。
- (2) 当該成果有体物の提供を受け入れることが法令及び本学の規定等に抵触しないことを確認すること。
- (3) 提供を受ける成果有体物の取扱い等について文書をもって確認する必要がある場合は、事前に内容を本部と調整し、相手方と文書を取り交わすこと。

(秘密保持及び持出禁止)

第8条 研究者等は, 成果有体物に関する情報について, 次の各号に掲げるものを除き, 当該成果有体物を管理する者の承認を得ずに, これを他に開示してはならない。

- (1) 既に公表されているもの
- (2) 成果有体物を管理する者から公表することが認められたもの
- (3) 契約等において開示することが認められたもの

2 研究者等は, 成果有体物を管理する者の承認を得ずに, 成果有体物を学外に持ち出してはならない。

3 研究者等は, 本学において知り得た成果有体物に関する情報について, 第1項各号に掲げるものを除き, 異動, 離職等により本学を離れた後3年間は, これを他に開示してはならない。

(大学院学生等への準用)

第9条 学部学生, 大学院学生及び研究生については, 第3条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか, 成果有体物の取扱いに関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この細則は, 平成22年7月29日から施行する。

平成 年 月 日

研究成果有体物の届出書

知的財産本部長 殿

所 属 :
職 名 :
氏 名 : 印
(TEL)
所属長氏名 : 印

下記のとおり研究成果有体物について届出します。

(提供 ・ 受入れ ・ 発表 ・ 有効利用)

1. 研究成果有体物の名称・数量
2. 研究成果有体物の発生部署等
講座名 :
役職・氏名 :
外部機関名 :
(外部からの受入れの場合に記入)
3. 受け入れの事由
4. 確認事項 (チェックをして下さい。)
 双方の法令及び規則等に違反しない
 双方が遵守すべき倫理指針に違反しない

(注) 研究成果有体物が遺伝子組換え生物の場合は、本届出書を遺伝子組換え実験安全委員長が確認した遺伝子組換え実験規則第10条第2項に定める別紙様式9に代えることができる。